

なやんだり、つらいときには相談してください

中高生向け

## ■ 子どもなんでも相談

子どものどんな困りごとやなやみごとでも相談できる市の窓口です。どなたでも無料で相談ができ、なやみが解決できるよう相談員が寄りそいます。



富士市役所 4階 こども家庭課 児童家庭担当

☎: 0545-55-2764

✉: kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

### 富士市子どもの権利救済委員について

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して素早くていねいに対応し、権利の回復を支援するための委員です。まずは「子どもなんでも相談」にご相談ください。



## ■ ほっとデジタル相談・ふじ（小中学生向け）

GIGAタブレットのL-Gateから「ほっとデジタル相談・ふじ」を選び、画面を進んでください。

ほっとデジタル相談・ふじ 😊



## ■ 子どもの権利条例に関する窓口・お問い合わせ

子どもの権利条例の内容や救済制度に関する市の窓口です。

富士市役所 5階 こども未来課

☎: 0545-55-2731

✉: kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

📍: 〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100



# 富士市子どもの権利条例

“自分らしさ” “自分の思い”  
みんなのことを応援します！



子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します。

～条例前文より～

💡 11月20日は富士市子どもの権利の日

令和6年3月 こども未来課 発行

富士市



## 富士市子どもの権利条例って・・・？

富士市では、子どもにやさしいまちづくりを目指して、「子どもの権利条例」をつくりました。条例とは、富士市が独自に作ることができる決まりのことです。

条例では、子どもは18歳未満（高校生まで）としています。



## 子どもの権利の4原則

### 1 生命・生存・発達に対する権利

あなたはかけがえのない存在として、個性が尊重され、安心して成長することができます。

### 2 子どもの意見の尊重

あなたは自分の思いや考えを自由に伝えることができ、年れいや成長段階に応じて尊重されます。

### 3 子どもの最善の利益

あらゆる活動において、あなたにとって何が一番良いことを考えてもらえます。

### 4 差別の禁止

あなたは、人種や性別、障害、家庭事情などを理由としたあらゆる差別を受けることはありません。

## 他者の権利の尊重

自分に権利があるからといって、決して自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分だけではなく、他者(相手)にも同じように権利があります。自分の権利と他者の権利をお互いに尊重し合うことは、とても大切なことです。

ポイント

- ☑ 「権利」を主張するときは、相手の話をよく聞き、考えや意見をしっかりと相手に伝えることが大切です。
- ☑ 「権利」を主張するということは、自分の意見をおし通すことではなく、お互いに権利を尊重し合うことです。



## 子どもの権利の保障

条例では、あらゆる場面において子どもの権利が守られることが保障されています。

- ① 家庭における権利の保障  
・・・ 家族、保護者 など
- ② 育ち学ぶ施設における権利の保障  
・・・ 学校、児童福祉施設 など
- ③ 地域における権利の保障  
・・・ 町内会、地域団体 など
- ④ 市による権利の保障  
・・・ 富士市役所



自分の権利が侵害しんがいされていると感じたときは・・・



〇〇 クラスで毎日仲間外れにされるから学校に行きたくないな・・・

### ご相談ください

- ・ 子どもなんでも相談
- ・ ほっとデジタル相談・ふじ
- ・ 富士市子どもの権利救済委員

家で暴力をふるわれたりひどいことを言われたりしてつらいよ・・・



周りの大人に相談できないときには相談してください。

⚠ 相談の秘密は守ります。

くわしくは裏面をみてください。

## こんな取り組みを行います！

大人が子どもの権利を正しく理解し、子どもの権利を守っていくために、以下の取り組みを行っていきます。

- ・ 虐待、体罰、いじめの防止
- ・ 貧困の防止、ヤングケアラーへの支援
- ・ 安心して過ごすことができる居場所づくり
- ・ 子どもの権利の普及
- ・ 子どもの権利侵害の回復支援など

